

北海道大学教職課程自己点検・評価報告書（令和5年度）

令和6年3月
教職課程専門委員会 点検・評価小委員会

I. はじめに：本学の教職課程の点検・評価に向けての基本的な考え方

教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年度より教職課程をもつ各大学には、教職課程の自己点検・評価が義務づけられることとなった。

その際示された「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）には、「教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく」、「各大学がその自主性・自律性を生かしながら」、「教職課程の改善につなげてこそ意味がある」とされている。また、「教職課程の自己点検・評価は、相応のコストを要するものであり、「評価のための評価」となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行なうことを旨とする」とも述べられている。こうした文言を根拠に、今までの、大学に押し付けられてきた各種の「自己点検・評価」のように、他大学の実施状況をにらみながら、横並びで形だけ整えてやり過ごすのではなく、また、「ガイドライン」に並べられた項目を愚直に時間とエネルギーをかけてすべて点検するのではなく、できることから少しずつでも着実に実施して、実質的な改善につながるような「点検・評価」にしていくことを基本方針とする。

このような方針を定める背景としては、もちろん現在の学校教育の、とりわけ高校教育をめぐる危機的な状況があり、一方で本学の教員免許取得者の就職先は高校が多く、高校教員の就職者数は道内の大学の中では最も多い、ということがある。「危機的な状況」とはたとえば、一斉授業の形態は、世界的には20年ほど前からほとんどなくなり協働的な学習が主流になっているにもかかわらず、また文科省も最新の学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」たるキーワードのもと、同様に主体的で協働的な学びを推し進めようとしているにもかかわらず、我が国の、とりわけ高校においては一斉授業をやめることへの抵抗が教師の間に強く、旧態依然とした一方的な教え込みの授業が続けられているという状況である。このような教育によっては、与えられた正解を覚えることはできても、急速に変化する現代社会の中で必要とされる、主体的に課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に探究できるような人材は育たない。とりわけ本学の学生の多くは、いわゆる「進学校」出身であり、むしろ一方的な教え込みの授業にうまく適応して大学受験に成功したとの思い込みが強く、そうした学生が教員になると教え込みの授業を再生産してし

まう恐れがある。そうした意味で、本学の教職課程の内容を見直していくことが強く求められているのである。

しかしながらまた一方で、本学は研究に力点を置いた大学であり、また部局間のつながりが相対的に弱く、学生の教育には十分なエネルギーを割いてこなかったという傾向があり、そのこともこうした全学的な教育内容の改善の取り組みを困難にしてきたという問題がある。この問題に風穴を開けていくためには中長期的な展望に立った、粘り強い取り組みが必要だと思われる。今まで本学の教職課程の運営は、実質的には教育学研究院の専任教員がすべてを担ってきたが、今回、当点検・評価小委員会を立ち上げるにあたり、文学研究院、理学院からも委員が加わることになったのを機に、部局間の協力体制を築きながら、大学全体で教職課程の改善に責任を持って取り組むという雰囲気の醸成につなげていきたいと考えている。

以上から、「ガイドライン」に示されている諸項目の点検・評価は必要最小限に抑え（今回取りあげない項目は次年度以降に少しずつ点検・評価を進める）、「実質的な改善」のため、昨年度はまず学生からも多数問題点が指摘されていた「教科教育法（理科）」の点検を「点検・評価」の中心に据えた。

今年度もこの方針を踏襲し、「教科教育法（理科）」のその後の改善状況をフォローするとともに、他の教職科目にも点検・評価の対象を広げることとした。

II. 「ガイドライン」に示された事項の点検・評価（令和5年度実施）

*** 教員の業績等**

「ガイドライン」の「点検の観点」の中に「担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等」という項目がある。昨年度、本項目の点検・評価を行い、本学ホームページの「教員の養成に係る各教員が有する学位及び業績」のページが「研究者総覧」にリンクされており、各教員の業績は公開されていることを確認したが、担当する科目それ自体に関する業績が特に区別して示されているわけではないこと、また履修する学生の立場からすると、その情報にたどり着くのは必ずしも容易ではないことから、この項目についての改善を試みることにした。

具体的には、各科目のシラバスの備考欄に、もしくは本学の授業支援システムであるELMSに「この科目に関する研究実績」欄を設けて記載することを、令和6年度の科目担当者に求めた。（「学校現場等での実務経験」についてはすでにシラバスにその項目が設けられている。）

なお、実際の運用状況については今後当委員会において点検し、より効果的な記載方法や担当教員への指示の仕方等について検討することとする。

Ⅲ. 教科教育法（理科）の点検・評価（令和5年度実施）

昨年度は、前期に開講した「教科教育法（理科1）」の受講者アンケート結果の分析を行なったが、今回はさらに同じく昨年度後期に開講した「教科教育法（理科2）」の受講者アンケート結果を「教科教育法（理科1）」との比較を中心に、詳細な分析を行なった。

別紙、『2022年度第2学期「教科教育法調査」（理科2）の結果報告－「理科1」との比較を中心に』を参照されたい。

Ⅳ. 今年度行なわれたその他の教職課程自己点検・評価、及び改善の取り組み

以上の他に、今年度本小委員会が行なった点検・評価活動、及びそれに基づく教職課程改善の取り組みは以下の通りである。

1. 「教科教育法（理科1，理科2）」の改善の取り組み

昨年度より「教科教育法（理科1，理科2）」担当の理学院専任教員を中心に、同科目の改善の取り組みが行なわれており、今年度もさらに、昨年度の点検・評価結果を受けて、改善の努力が継続されている。具体的には、担当教員間での問題点の共有や授業資料の共有、授業開始時の学生アンケートの実施と教員へのフィードバック、授業で扱う範囲のシラバスへの明示、模擬授業を想定したグループワークの実施、外部講師の招聘による満足度向上の試み、等である。

2. 文学部開設の「教科教育法」の状況についての調査

文学部が開設している「教科教育法」各科目を担当されている非常勤講師や他部局の教員と文学研究院の世話教員との関係等について、その状況についての調査を行なった。いくつかの問題点が確認されたが、改善の方策については次年度以降の検討事項となる。

3. 教職科目受講者アンケートの実施と分析

前期は「教育学」及び「総合的な学習の時間の指導法」、後期は「教育相談論」及び「生徒指導論」、各2科目について受講者アンケートを実施した。前期2科目の結果のまとめを作成し各担当者にフィードバックした。後期2科目の結果のまとめ、および前後期計4科目のアンケート結果の詳細な分析は次年度の当小委員会にて行なう予定である。

4. 新学習指導要領準拠の各科目教科書の配備

本学で免許を出している中学校、及び高等学校各科目（国語、社会（地歴、公民）、理科、数学、英語、保健体育、情報、道徳）の新学習指導要領に準拠した各出版社の教科書を、附属図書館の閲覧室に配架し、学生が自由に閲覧貸出を行えるようにした。なお、函館キャン

パスについても、同様に高校理科、及び水産科の教科書を配架した。

5. 教職課程担当教員会議の実施

昨年度から年度末2月中旬に「教職課程担当教員会議」を開催している。教職科目を担当している本学専任教員のみならず、非常勤講師の方々にも参加を呼びかけており、昨年度の参加者17名に対し、今年度は大幅増の27名（うち非常勤講師が4名）の参加者を得て、活発な情報共有と意見交換が行なわれた。